

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第30号 北方町職員の配偶者同行休業に関する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第31号 北方町営テニスコート設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第32号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第33号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第34号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第35号 北方町防災公園設置条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第36号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第9 議案第37号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第10 議案第38号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第11 議案第39号 平成26年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第12 議案第40号 平成26年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第13 認定第1号 平成25年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第14 認定第2号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第15 認定第3号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第16 認定第4号 平成25年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第17 認定第5号 平成25年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（町長提出）
- 第18 議案第41号 指定金融機関の指定について（町長提出）
- 第19 発議第6号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定について（議員提出）

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

---

### 出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	窪田吉泰	福祉健康課長	加藤章司
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	山田潤	収納課長	臼井誠
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	松井敦	庁舎建設・ 防災担当課長	後藤博
監査委員	森敏幸		

---

### 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	平川悟		

---

○議長（立川良一君） おはようございます。

いよいよ定例会も最終日を迎えました。個人的なお話で大変申しわけありませんけれども、昨日、NHKをたまたま見る機会がありました。子供の貧困、16.3%、6人に1人の子供が満足に食べることができないというチャイルドプアというやつですね。地域でどう受けとめていくかという、大変身が引き締まる思いで見えておりました。

ただいまから第5回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。ただいまから平成26年第5回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 杉本真由美君及び2番 安藤哲雄君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第30号

○議長（立川良一君） 日程第2、議案第30号 北方町職員の配偶者同行休業に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 第10条ですけれども、この設けられる条例につきまして、配偶者同行休業した職員が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者の同行の休業の期間を100分の50以下の換算率によって換算し得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日、またはそのいずれかの日に昇給の場合に準じて、その者の号給を調整することができる。また、2項に、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められたときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができるということです。

これは休業しておった場合においては、こういった調整に大きい、また何らかのペナルティーみたいなものはかかるのかどうか、ちょっと詳しく。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） ペナルティーではございません。ルールでございます、この制度において、普通ですと給料は出ないわけですけれども、復帰したときには本来でいくと年齢給まで昇給をするというのが基本的なルールであるんですが、そういう中で、この場合はその2分の1

までしか上げないよと、この休暇を取った場合は2分の1しか上げませんというのが、この条例でうたわれている部分です。昇給をするのは、一般の2分の1だとしていただければ結構です。

もう1点、2項のほうで今言われたように、他の職員との均衡を著しく失する、これは町長裁量で裁量を認めるもので、同じ課の中に同世代、似たようなときがあったときにその辺が均衡がうまく取れていないという場合であれば、その辺をまた調整しながら上げたり下げたりということも考えられるという、裁量権をここに持たせているというふうに思っていたらいいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 今聞くとところによるとペナルティーは科さないと、だから2分の1の年齢給に対しては、多少の見る部分はあるということですね。そういう理解でいいですね。厳しくするときには調整するということですね。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） そのとおりです。それで育児休業に伴う育休を取る場合ですと、この部分が50じゃなく100ということで、基本的にペナルティーではないですけどもそういうふうに下げるといことはしないんですけども、この同行休業に限っては、この同行休業を取った場合は2分の1にするという規定でありますので、よろしくお願いします。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第31号

○議長（立川良一君） 日程第3、議案第31号 北方町営テニスコート設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この町営のテニスコートが廃止される、今月末でなくなるということですが、社会人向けのテニスコートがなくなっちゃうわけですのでどういうふうにつくるのか、あるいは給食調理場との絡みもありますので、その辺について教育委員会として将来どういうふうにしたいのか、なくなっちゃうわけですよ、社会人の。そういうことについて考えていらっしゃるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 今のテニスコートにつきましても平成23年から貸し出しはしていないという状況がありまして、今回こういう形で廃止をする、今議員おっしゃられるようにテニスコートがなくなるということになります、私どもとしまして、今後どこかいい場所があればそういう新しくつくるということも考えています。まだそこまでの計画はありませんのではっきりとは言えませんが、当然なくなるという形は私ども理解をしていますので、その部分でどこかにということはおもっています。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第32号

○議長（立川良一君） 日程第4、議案第32号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この9条の第2項ですけれども、児童1人当たりにおおむね1.65と書いてあるんですけど、乳児であっても3.3平米なんですけど、これについてはまさに国の内閣府省令と言いますか、そういうものを丸ごと書いているんじゃないかなと思うんですけど、これは1.65だけ3.3平米にできるとか、そういうことの意味は持っていないんですかね。もうこれでやるんですか。お願いします。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 私どものほうも、今現在行っている状況の中で国の基準として行っておりますので、国がこういう形で示してきております。ですから、こういう条例のとおりに行っていきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 国の言うとおりにやるということなんですけれども、もともと北方町は学童保育として各小学校につくっていて定員をふやしたわけですよ、何年か前に。そうしますと、これやとこの間も一般質問したんですけど、小学生までが対象になっていると思うんですけど、その辺はどうですかね。まさに事業者に対して営業というか、営利の目的になるような感じがしますけど。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 今議員おっしゃられた、営利の目的ということの意味がちょっとよくわからないんですが、私どもは今小学校3年生までを定員として行っております。定員に余裕があれば小学校6年生までということで、弾力的に運用していますが、実際には小学校3年生までで定員がオーバーしていますので、今議員のおっしゃられる営利ということがちょっとよくわからないんですが、済みません。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 定員に余裕があればやるということではありますが、今の学童保育をやっている各小学校でやっているのを今条例によって変えていくのかどうか、もう1件。もう1つお願いします。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 私ども今行っている学童保育につきましては、この国の基準に適合したものをやっておりますので、そしてこの条例につきましては国からの基準という形ですので、これによって変わるということはありません。

〔「終結」の声あり〕

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「反対」の声あり〕

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 私は32号と34号までは反対したいと思いますが、子ども・子育て支援法を放課後児童に対しては初めて内閣府が省令でつくるわけですがけれども、今ある、現在やっていることをなぜこういう法律をつくってまでやるのかどうかということが一つ疑問と、それから児童1人当たりの1.65平米は変えられないということでありましたので、本当に1坪未満のところで子供たちが、児童が動くということであればちょっと大変ではないかと思います。

そして、やっぱり保育って母子家庭の子供たちが多いと思いますので、安心して預けられるような保育所にせないかんとおもいますが、北方町はこれを変えないということではありますが、この法律に基づいていくなれば、やっぱり私は町として責任を持ってやるべきだと思いますので、これにはそういうふうになっていないということがありますので反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 日程第5、議案第33号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは6条の3項に上がりますが、選考するものとするというふうに書いてありますけれども、保育所についても選考するものとするということになりますと、児童福祉法の第24条の第1項では町が申し込みを受けて選考し保育所に委託するものですから、各保育所に選考することにはならないと思いますが、どうですか。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 保育所を申し込まれた子供につきましては、保育に必要な程度及び家族との状況を勘案しということがありますが、例えば具体的に言いますと、一般の二親が見える方よりも例えば母子家庭とか、就労している場合には就労時間が長くて子供さんの面倒を見る時間が短いかそういうことを勘案して、優先度をつけて保育をするかどうか決定するということです。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこの33号に反対したいと思いますが、今答弁を受けたんですけれども、違うと思いますよね。児童福祉法の第24条の第1項には確かに今言われたこと、選んで委託、保育所に委託するわけですから、実際に選考することにはならないと思っています。

そして、子供の保育に対してはやっぱり利用する、これは事業者も入っていると思いますので今までの北方町の保育に関しては変わらないということでもありますけれども、将来的にはこういう形になっていくということに対して、子供というのは同じように保育を受けたり教育を受けたりするのは当然だと思うんですけれども、これによって大分差がついてくるのではないかと思いますので、反対をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第34号

○議長（立川良一君） 日程第6、議案第34号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは9条の1項にありますかね、職員の一般的要件として、できる限りという言葉が書いてあるんですけど、これはできなくてもよいというふうに読みかえてもいいのではないかと思います。どうですか。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） できる限りですから、できる限りと書いてある以上、もうこういうことにやらなければいけないというふうに理解しております。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは32からずうっと34号まで関係あるんですけども、私はこれについてはお金が、結局大都市なんかにおいては子供たち、待機児童が非常に多いということで全国にこれをつくれ、9月までに条例を上げないといけないということで、北方町もそれにあってつくっていると思うんですけども、やっぱりこれは内閣府の省令そのものだと思いますよね。変えることもしなくて、本当にひどい目ききではないかと思えます。

さっきも言いましたが、子供というのは本当に同じように受けないといけないのに、今度は家庭的保育事業などの認可基準は新制度の新たな給付の対象となります。小規模保育所はどうである、6人から19人とか、家庭内保育所がとかいうふうに書いてありますけれども、やっぱり保育所とかそういうところは全部保育士資格を持った人でないといかんと思うんですけども、これによると資格を受けなくてもいい、いいというわけではないんですけども、保育の資格を持っていなくてもお話を聞いた、講演を受けた人であればいいというようなことではやっぱりだめだと思いますので、この業者というのが入っていますので、営利を目的としていると思いますので、反対をしたいと思います。

それから、もう一つは保育所の給食の問題とか資格の問題、さっき言いましたけど、やっぱり改善の余地がこの条例の中にあるのではないかと思いますので反対をしたいと思います。以上です。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立8名]

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第35号

○議長（立川良一君） 日程第7、議案第35号 北方町防災公園設置条例制定についてを議題とい



たします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第8 議案第36号

○議長（立川良一君） 日程第8、議案第36号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 第3表の2ページから5ページにありますが、地方債の補正のところ、政府資金については償還の方法ですね。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合による据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができる。これは夕張なんかやったら政府債を借りていてもお金があれば返せるというふうに解釈をしていたんですけども、この辺はどういうふうに理解したらいいんですかね。お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） こちらの文言につきましては、当初予算等にも全て計上させていただいておるところでございますけれども、基本的には均等割で、元利償還をしていくんですけども、場合によって予算の都合上財政にゆとりができた場合については、短縮等についてまた議会等々御相談をしながら返すことができるということで、御相談をしながら返還をすることを考えていくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 13ページの08土木費、その中の03道路施設改良費というのが設けてありますが、これは町道4号線新高橋から南進すること野口整形外科の駐車場まで大体100メートルちょっとあるんですかね、110メートルぐらいあるかもわかりませんが、その堤防道路の新設改良工事のことで質問したいと思うんですが、まず3点ぐらいお聞きしたいんですが、まず1つには開通時期ですね、この道路、大変利用価値それから利便性が非常に高いということで非常に高いポテンシャルが生まれるんであろうというふうに思っています。グリーンロード、町道3号線よりもまず交通量がふえるだろうというふうに、北方町にとっては大変大事な道路でありますので、

一日も早い開通をしていただきたいと思いますと思うんですが、高屋西区画整理というのがあるのでその辺の絡みがあると思いますが、いつごろの開通時期を予定してみえるのか1点お聞きします。

2点目に道路の形態であります、形態といっても広くあるんですけれども、車歩道一体型なのか、やっぱり歩道は高くしてあるのか。それから、またイメージとして一番わかりやすいのは町道3号線の芝原地区のような感じになるのか、それとも高屋地区で進められた結構頑強なガードレールがつくのかも含めて、どのようなイメージでつくられるのか。これ多分区画整理のほうとこの町道4号線というのは、当然統一性を持った道路にすべきだと思いますので、その辺のすり合わせ等がどういうふうになっておるのかをお聞きします。

3点目ですが、この道路の東側ののり面がありますが、これに接する町有地ですね。これ一昨年でしたか、たしか取り壊して町のほうで購入したという経緯があるんですが、この用地をどういうふうに扱いというんですか、使用されるのか、この3点についてお聞きします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） まず1点目の開通時期でございますが、これにつきましては北方町の高屋西部区画整理のエリアが町施行部分から南にありますので、町のほうとしましては、今年度中に高橋までを完成させます。しかしながら、組合事業の中で高橋から南の部分は見ていただいてわかるように、暫定築造と擁壁ができたような状況で、あと南へ下がっていただきますとまだ暫築もできていないような状況下にあります。

高屋西部の事業も国の補助金でやっておりますので、今年度より補助金のつきのほうが若干悪くなっておりますので、それによって進捗状況が若干おくれておりますが、とりあえず高屋西部の組合の思いといたしましては、平成27年の夏ごろまでには、まずは縦貫から今381号線までの交差点部分、この部分までを完成させて通行させたい。その北につきましては予算の都合もありますので、国の直物と言いまして国の補助金を全部使ってやる工事になりますので、補助金が来れば当然早急に工事にはかかれるわけなんですけど、このつきぐあいからいきますと、27年度中の全線開通というのは、組合のほうではなかなか今難しい状況の中にありますので、補正があれば満額要望して早急に工事をやるようには指導しておりますので、よろしく願いいたします。

時期的には、27年は全線開通というのは組合の中では難しいと、28年度ぐらいにずれ込むんじゃないかなという今の現状ではそのような状況にあります。

道路の構造につきましては、これも議員御存じのとおり、組合と協議をいたしまして歩車道境界ブロックを15センチ上げた状況で整備をしております。それとカーブ、コーナー部分につきましてはガードパイプをそれにプラスして設置していくと。直線部分についてはフラット方式の境界ブロックが15センチ上がる施工方法となります。

あと、用地買収をさせていただきまして、1軒御存じのとおり家を取り壊ししていただきまして、そこの部分を施行するわけなんですけど、残地については用地的に大きな用地がございますので、今現在は低いまま現状のまま置いておくというような状況になっております。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 開通時期、道路の形態等聞いておりましたが、例のショッピングセンターがいつ開店するかわかりませんが、道路開通とショッピングセンターというのは絡みませんか。それまず1点。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） おっしゃられるとおりが絡んできますので、大型店舗開店までには今の381号線までを通すと、それがあれば大型店舗のほうの開店はできるという話ですので、南の縦貫道の高屋加茂線の交差点から381号線までの交差点部分を開通させればいいという協議が調っておるらしいですので、そういう目標で組合のほうも、大型店の開店までにはやるということになっております。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 3点目に御質問しました、堤防の東側ののり面に接する町有地についてですけど、今のお話だと現状のまま置いておくということなんですが、現状のまま置いていくということは、全く使わないということによろしいですか。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 面積も狭く利用できませんので、今のところは残地として置いておく状況になります。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） やっぱり遊ばしていくということになるので、これ100坪ぐらいあるのかな。

〔「残地がそんなにないです」の声あり〕

○5番（安藤浩孝君） のり面でできるからね。それで実は平成24年9月議会で安藤巖議員が質問しているんですよ。北方上起墓地も駐車場がないため、基盤整備にあわせて墓地の駐車場を整備したらどうかということなんですが、今の残るところも一緒にかさ上げしてもらえば、数台の駐車場なり、ひょっとして今度高屋の区画整理組合のほうでも余剰地で余った三角のところ、今度ポケットパークにされるという話が出ましたよね。今の敦煌のところからのところ。そういう取り扱いにするという部分も出ていますよね。

〔発言する者あり〕

○5番（安藤浩孝君） どちらにしろ、今の土地を少しでもかさ上げしてもらえば、今言ったミニパーク、ポケットパークとか駐車場が数台置けるようなスペースがとれると思うので、有効活用できませんかね。このとき御答弁されているのは、こうやって書いてあるんですよ。周辺の基盤整備の進捗状況を見ながら、自治会の土地管理者と協議し検討をしていきたいと。周辺の基盤整備の進捗状況ということであると、これもかなり進んでいる話ですよ。こういったような話し合いというのは、全くないんですか。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） お墓の駐車場につきましては、今の現況のお墓の東側にお墓

用地がありまして、そこを乗り入れをつくらせていただきまして、その中に地元と協議して車をとめられるように現況してありますので、お墓用地の東側にありますので、そちらに乗り入れをつくって、今現在お墓の駐車場としてはとめられるようになっております。それで、上側を拡幅しても今度擁壁が隣の家のぎりぎりまで迫ることになるんですね、そうすると逆に言うと東側の家の方に、今までは斜めにのりがあった部分が、垂直な擁壁が建つということで大変圧迫感を感じるので、今のところ道側までぎりぎりまで圧迫した擁壁をつくるという計画はございません。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 僕一番心配しているのは、今度の区画整理のほうでも、今度堤防沿いののり面がなくなりましたよね。直角の擁壁になってそこで保留地がかなり出ていますよね。猫の額のような小さなところもあるし、2メートル3メートルというところもあるんですが、ここもいろんな話を聞いていますと、隣接した地権者の人がほとんどその土地は購入する予定は全くないよということで、今後道路沿いがずうっとあくんですよね。だから、町の土地もあいちゃうんでしょう、将来的には。だから、やっぱり少しでもそこだけでも広くして、有効に使われたほうがええんやないかなあと僕は気がしてきょう質問しておるんですが、そういう高屋の西部区画整理組合のようなことになると、また最後町が買うとかいうことになると、雑草の処理だとかそういうことがいっぱい出てくるので、そういうことを心配しておるんですよ僕は。何坪ぐらい残るんですか。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） ちょっと今ここに手元に資料がありませんので、平米数については、今残地面積等下にありますので用意できると思いますが、あと今の組合の中につきましては、議員おっしゃられたとおり、当然堤敷ですので、堤敷のところには直壁を建てておりますので、その関係上どうしても組合が保留地として残す部分が若干出てきておるような状況になっております。ただし、これはあくまでも保留地でありますので、最終的に組合のほうはどういう形で保留地を処分してくるかというのは、今のところ議員おっしゃられたとおり、地先の方に買っていただくという方法が一番であろうとは思いますが、今後また、事業が進むにつれて地先の方に協議をさせていただくという形になると思います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第37号

○議長（立川良一君） 日程第9、議案第37号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第37号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第38号

○議長（立川良一君） 日程第10、議案第38号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第39号

○議長（立川良一君） 日程第11、議案第39号 平成26年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第40号

○議長（立川良一君） 日程第12、議案第40号 平成26年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 認定第1号から日程第16 認定第4号まで

○議長（立川良一君） 日程第13、認定第1号 平成25年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第4号 平成25年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） 平成25年度北方町一般会計と特別会計歳入歳出決算につきまして、私監査委員の森でございますが、監査報告を出します。

地方自治法の規定によりまして審査されました決算書類につきまして、また基金の運用書類につきまして、去る8月5日から8月7日まで、安藤浩孝議員と各会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただきまして、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計歳入歳出決算書、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する計算書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。その計数は正確で適正であると認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても計数は正確で適正であると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成25年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 25年度のことなんですけど、この決算書によりますと、町・県民税だけでとりますと不納欠損で結構ありますよね。これなぜなのかということと、それから経常収支比率が75%を超えた、75がいいそうですけれども、5までだそうですが、北方町は86.17、それから財政力指数も毎年0.68ぐらいだと私は思っていたら、ことしの決算では0.615になっていますので、なぜこういうふうになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（立川良一君） 白井収納課長。

○**収納課長（臼井 誠君）** 不納欠損額についてお答えさせていただきます。25年度は700万何がしの不納欠損額があります。内容につきましては、時効等、地方税法等に基づいて不納欠損といたしております。なお、昨年度は1,000万円を超える額を不納欠損としておりますので、それに比べますと大分下がっております。以上です。

○**議長（立川良一君）** 日比君。

○**10番（日比玲子君）** 今答弁いただいたんですけども、それではちょっと理解ができにくいと思いますが、どのくらいの件数があって何年で、例えば北方町から出ていった人なのか、その辺までちょっと詳しく説明してください。

○**議長（立川良一君）** 臼井収納課長。

○**収納課長（臼井 誠君）** 町・県民税が46件、固定資産税が18件、軽自動車税が37件、法人税が4件になります。おのおの内容につきましてはですが、ほとんどが時効を迎えたもの、あと出国とか財産なし、そういった方の執行停止後3年の不納欠損もあります。以上です。

○**議長（立川良一君）** 林総務課長。

○**総務課長（林 賢二君）** 経常収支比率についての御質問をいただきました。今詳細なデータ等は持っておりませんが、以前75%以上であると町村によっては注意が必要であるということという数字が出ておるわけですが、今他市町におきましてもそうなんですが、80%以上を超える場合にちょっと問題があるよというようなふうで、他市町においても今80を超えているところが多いというふう聞いています。

その理由とか詳細なところというのは今持っておりませんが、経常収支においてかなりふえてきている、いわゆる経常支出についてかなりふえてきているというところがこの数字に反映をされてきておりますので、いわゆる維持管理費等の支出がふえてきているというところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○**議長（立川良一君）** 日比君。

○**10番（日比玲子君）** 今答弁いただきましたけど、86.17ということはよその市町村でもあるからいいということでもありますけれども、維持費が多くなったからということですが、私の考えではあと13.83ぐらいしか新事業はできないということに、単純に行けばそういうことになると思うんですけども、ちょっと高いのではないかと思いますので、維持費だけではちょっと疑問がありますのでお願いします。

○**議長（立川良一君）** 林総務課長。

○**総務課長（林 賢二君）** 申しわけありません。ちょっと今手元に詳細な答えるべきものを持っておりませんので、もう少し分析をさせていただいて、報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○**議長（立川良一君）** 日比君。

○**10番（日比玲子君）** もう1つの財政力指数の0.615というのはどういうことですか。毎年下がってきているということに対してはどういうふう考えてみえるのか。お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 財政力指数は、3年平均でとらせていただいて0.615という数字ありますけれども、これが特段に問題のある数字であるとは思っておりませんが、いかがでしょうか。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） それほど問題はないとは思いますが、毎年下がってきていることに対して、町全体の、住民としてどういうふうにか考えるのかということにはちょっと疑問に思いますので、お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 数字上、これ3年平均でございますので、やはりそのデータにはばらつきがありますのでその年その年のところですから、数字が多少前後するというのは大きく変わっているわけではございませんし、1に近くなると問題になるということではありますので、そういう点でいきますと、今この数字であれば多少のばらつきがありましても問題はないというふうに考えておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは25年度予算で指摘をしたとおり執行されていますが、不用額も残っていますけれども、そういうことで反対するわけですが、財政力指数も0.68という非常に、と言いましたが今年度決算では0.615、先ほどの話でずうっと毎年のように下がってきていますので、3カ年平均というのは書いてありますけれども、そういうふうに0.615に対してはそれほど問題ないと言われましたけれども、私は若干問題が、下がってきていることに対する疑問があります。

それから、経常収支比率は75%を超えた場合は要注意ということで、他市町村もそういうことだから大丈夫だと言われましたけど、なぜこういうふうになっているのかというふうに疑問に思っています。

また、町・県民税の収入未済額は1億2,516万8,688円になっています。安倍首相の三本の矢として支持率は高い、でも大企業など260兆円もそのとおりですね、あったその内部留保に問題企業なんかは使っているわけですので、労働者の賃金を少し上げればこういう私たちのトリプルダウンといいますか、そういう形で少しでも楽になるのではないかとということで反対したいと思います。ということ考えたときに、町の財政も少しでも潤うのではないかと思いますので、そういうふうになっていませんので反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立8名〕



○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

ここで休憩をします。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時00分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

認定第2号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 32ページの保健事業費の疾病予防費のことではありますが、これは医療費の数値とジェネリックをたしか9月ごろ出されたと思うんですけど、私の思いは疾病予防であるならば、いろんな形でそれぞれのところでやっては見えるんですけども、この国保事業できちっと病気にならないための予防をすべきではないかと思っていますが、どうですか。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田 潤君） 確かに医療費を伸ばさないためにも、当然医者にかからないようにするというのは大切なことだと思いますけれども、それについては特定健診というもので進めておりまして、その中で今後悪化するようなところを見つけていただいて、今後の早目の治療につなげていただくということで予防はできるのではないかというふうに考えて、現在そういう事業を行っているところでございます。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この国民健康保険税の認定の第2号も予算のときに反対しましたが、予算案のときに反対したのと同じように執行されて、不用額は残るものの非常に保険税が高いという問題があります。収入未済額で2億1,775万6,116円、不納欠損で1,686万3,186円、北方町で入っておる人の大体49%が、金額ですよ、払えないということになっているということになります。それで、歳入差引総額は2億5,405万8,077円になりますので、1人当たり、また怒られそうですが1万円引き下げても5,000万で済むと思いますので、そういうことを考えたら本当に安心して医療にかかれる、そういう意味では皆保険制度もちょっと変わりつつ将来的にはあるわけですが、国、県でやるとか言っていますけれども、本当にこういうことを考えたときに、お金のない人は医療にもかかれないような状況がつけられてしまうのではないかとということに大変不安を持っていますので、安心して医療にかかれる保険料にしてほしいという願いで反対をしたと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[起立8名]

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定をされました。

認定第3号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

[「質疑、討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり可決されました。

認定第4号 平成25年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっとページがわからないんですが、技術管理料というのがこの下水道をつくる時、供用開始するに当たって決められています、これも予算では11万1,000円ふえていますけれども、汚泥も出てくることだし、私は減るのではないかと考えているんですがどうですか。管理料が減ることに対してどうですか。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） これは特別技術管理料ということですね。汚泥が減れば当然この特別技術管理料は上がります。汚泥がふえれば当然その逆のパターンになるんですが、ちょっとその相互関係が御理解されてみえるのかなというのがありました。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） もう一回、はっきり言ってください。お願いします。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 当然、汚泥が発生した量に対して、流入量というのが当然処理場で一番最初に受ける水なんですけれども、その水に対して汚泥の量というのは大体平均的な数字というか一般的に約7%ぐらいの汚泥が出る。その汚泥が出た分に関しまして、要はその処理場内でいかに汚泥の量を減らすかということで、今委託してある業者のほうに少しでも減量化できないかということをお願いしている、その減額の分に対して、そこの部分に関して特別技術管理料が発生するという状況ですね。よろしいでしょうか。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

討論を省略します。これから認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第17 認定第5号

○議長（立川良一君） 日程第17、認定第5号 平成25年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） それでは、平成25年度の上水道事業会計決算について監査報告をいたします。

地方公営企業法の規定によりまして審査に付された決算報告書、これについて安藤浩孝議員と去る6月30日に会計帳簿、証書類と照合し、さらに関係職員から説明をいただきまして慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で上水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示していると認めました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） まず1つは簡単にお聞きしたいのは、意見書の8ページの流動比率のところですが、全国の公営企業の平均が915ぐらいしかないのに、北方町は2倍3倍と高いわけですが、なぜこうなっているのかということと、それから有収率が全国平均より非常に低くなってきているということに対して、いろんな努力はされているんだけどなぜいまだに低いのか、14.8も低いのかということと、それからもう1つは供用開始してもう40年ぐらいたっているんですよ、管が。その管に対して施設改修をするなりしていくに対しては、やっぱりきちっとした予算なり、計画を立てないといけないと思うんですけど、そういうことについてまず3点お願いします。

○議長（立川良一君） 森監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） 3点についてお答えいたします。まず流動比率ですが、流動比率は大変この町は幸いなことに設備があんまり投資をされておられませんから、したがってその投資資金というのはほとんど流動資産、すなわち現金預金に変わったので保管されておりますから、全国に比べて大変流動比率が高いと、こういう状況であります。

第2点の話。有収率、これについては私どもの意見で毎年書いております。大変疑問を持って書いておりますが、ただ昨年でしたかね、少し漏水調査をして一時点上がりました。しかし、また最近ちょっと下がっておりますので、私としては、関係者には全体的な漏水調査をするんじゃないし、さっきの第3点目でも話がありましたように、47年ごろから既に50年近くたっている設備でございますから、そういう古いところを重点的に漏水調査をして、効率的な漏水調査をして有収率を上げたらどうだ、こういう提案をさせていただいておるんですが、多分、今年度はぜひやってくれると、こう思っております。

第3点目は何だったですかね。

○10番（日比玲子君） お答えになっていると思うんですけど、監査委員のことについては、流動比率のことを聞きたかったのと、それから下水道については有収率がすごく低いということと、それから供用開始してから経過がたっているのでは……。

○監査委員（森 敏幸君） 第3点目は、2点目で話をしちゃいましたが、布設管ですね、これを余りかえていない、例えば土地改良で新しく土地が住宅地になったところは新しく布設をしておりますけど、古いものの改修は漏水のときだけぐらいで、それ以上のことは余りやっていないということで、今3点の御質問ですね、それぞれ流動比率とか有収率とか設備の改良、この辺のところはちょっと計画的ではいま一歩だと、こんなふうにして、ぜひそういう計画を立てて、せつかく資金があるんだからそういう有収率を高めるとかいい設備にするとか、こんなことをやってほしいということで、結びでもそんなことを書いております。そんなところで御理解をいただければ大変ありがたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 監査委員の意見はそういうふうですので、実際にやっていたら、仕事としてやっていたらの方の御意見を聞きたいと思います。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 2点目、3点目の有収率、あと老朽管の対策について説明させていただきます。

有収率に関しましては、平成25年度に対しては68.4%でその前の年が64.4%ということで、若干ですが有収率を上げています。ただ、今年度に入りまして大体2カ月置きに有収率を出しているんですけども、やはりちょっと下降ぎみであります。今現在としては、約66ぐらいの数字にいらいます。

今後、やはり老朽化している管もありますので、漏水調査等、それもできれば地区限定をしまして、どちらかという旧の市街地、区画整理とか土地改良、土地改良と余り関係ないですけども、面整備をやったところは比較的新しい管、大体昭和56年とか57年以降のものは結構多いもので、この辺に関してはさほど漏水は見受けられませんので、旧の市街地にある昭和48年、49年製の管ですね、これの調査を1回やってみたいと思っております。

次の老朽管のほうですが、供用開始もやはり昭和50年からですので、約40年経過しております。

これに関しましても、やはり今言いましたように市街地の古い管から随時、今年度も若干予算はついております。前年もその前の年も取りかえ工事といたしますか、本管工事は除々であるんですがやっております。今後高屋西部の、今回の補正予算も上げさせていただいておるんですが、この面整備を今入っていますので、大幅に老朽化を取りかえるということは難しいかと思われますけれども、何とか順次取りかえていきたいと考えております。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 高屋西部のことで、老朽管といたしますかそれが若干おくれてくるということでありますけれども、もう40年も経過しておるのであれば、一応高屋区画整理が終わる時点ぐらいから計画的にやっていくことについてはどうですかね。計画を立ててみえるのか、お願いします。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 当然ですけど、高屋西部があと大体予定で3年から4年、まだ事業的にはかかるかと思うんです。それ以後、5年目ぐらいから何とか中で今の継続的に、今やっているよりは大幅にふやしたような形で進めていきたいと考えております。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を省略します。

これから認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり可決、認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり可決、認定をされました。

---

#### 日程第18 議案第41号

○議長（立川良一君） 日程第18、議案第41号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第19 発議第6号

○議長（立川良一君） 日程第19、発議第6号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会改革推進委員長 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） それでは、発議第6号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定について提案させていただきます。

北方町議会基本条例（平成21年北方町条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月26日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之、賛成者、同じく杉本真由美、同じく日比玲子、同じく井野勝巳、同じく戸部哲哉、同じく伊藤経雄、同じく安藤浩孝、同じく安藤巖、同じく安藤哲雄。

提案の理由といたしましては、議会報告会を少なくとも年1回開催することとしていたが、今後は必要に応じて開催することとするため、本条例を制定しようとするものであります。

北方町議会基本条例の一部を改正する条例。

北方町議会基本条例（平成21年北方町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「少なくとも年1回開催して」を「必要に応じて開催し」に改める。

ということで、別紙新旧対照表を添えて御提案をいたします。適正な御判断、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。

お諮りします。原案のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、定例会が閉会するに当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本議会におきましては、私どもが予定をいたしました議案につきまして全議案について御賛同をいただくことができました。途中いろんな意見もございましたので、そういう意見を十分私どもとしては踏まえて、今後の町政に生かしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと私見で、一般質問等お聞きをしながら感じましたのは、何といたっても多くの皆さんか

ら御提言がございましたように、これからの北方町の町政を運営していくに当たりましては、大きな問題が2つやっぱりあるのではないかというふうに思っておるわけでございます。

1つは、御議論をいただきましたように災害、防災問題にどういうふうに取り組んでいくかという問題が1つでございます。もう1つは公共交通に対して、どういうふうに守っていくかという問題があると思います。もちろん子育て支援は申し上げるまでもないことでございます。

特に災害問題につきましては、私どもの地域ではほとんどが自然災害でございますから、想定以上のことがたびたび起こると思いますけれども、一たび災害を万が一受けることがあっても、この町に住む住民の命がしっかり守れるような対応をふだんからしていかなければならない。それについてはやはり行政だけでは限界がございますので、常日ごろから住民の皆さん方にそうした心構え、それから対策についても自立をした考え方を持っていただいて、一たび災害が起きたときにも、その被害が最小限に食い止められるような方策を一緒になって考えていかなければならないということを痛感したところでございます。

それから公共交通につきましても、これは人口問題と非常に関連がありますけれども、せんだって地価の発表がございまして、全国的に依然として下落傾向にあるわけでございますが、唯一上昇した地域の実情を見てみますと、やはり鉄道があって駅があって、そういうところにはやっぱり人が集まって、地価が上がってきておるということが明らかになったわけでございます。翻って私どもの地域が果たしてそれに適合をする環境にあるかどうかを考えますときに、残念ながら鉄道はありません。なくなっちゃいましたけれども、唯一の公共交通機関としては、岐阜バスをお願いをしておりますとおりバス路線があるわけでございまして、これをどう残していくか。そしてそれを、どう使い勝手がいいという言葉が適当かどうかわかりませんが、本当に使って行けるような路線にしていくかどうかということが大きな問題だというふうに思っておるわけでございます。

この地域は岐阜市に出るか、あるいは東海道線を利用するに当たっては、穂積駅に出るかの2つの選択肢があるわけでございまして、御案内のとおり皆さん方の御協力で、岐阜市へ出ますにはもう路線バスで10分か15分待てば次々と利用することができる便利さ、利便さというものを確保できておりますけれども、穂積駅については1時間に1本程度あるかないかというような状況でございますので、この路線についても議員から御提言がございましたようないろんな方策を考えていきまして、駅周辺とまではいきませんが、その交通の便を考えることによって、多くの皆さん方が、この地から名古屋市まで通勤をするのにそれほど時間を要しなくてもできるような便利さをしっかりと整えていきたいというふうに感じたところでございます。

また、重ねて申し上げますけれども、私どものまちづくりの目標は公園都市、人間都市を目指していくというまちづくりを決めておりますので、そうした都市環境を整えることによって、多くの皆さんがこの人口の減少時代にあっても、この町にその居を構えていただけるような、考えられるあらゆることを皆さん方と一緒に追求をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

御案内のとおり、人口問題研究所の発表をそのまま信じますと今後20年間で2割近く、40年間で4割人口が減少するということが言われておるわけでございます。一たびこういう人口の減少の仕方をいたしますと、少子化問題がございますから、40年50年、人口の回復が不可能になってまいります。入ってくる税金もそのように当然減ってくるわけでございますから、多くの住民の皆さん方の要求に応える町政をどう進めるかということは、税収とあわせて非常に深刻な問題になってくるのではないかとこのように思っておるわけでございます。

多くの皆さん方がこの町に住んでよかったと実感がしていただけるようなまちづくりを、これから相当長期的ではありますが、まちづくりの目標として微力を尽くしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員各位におかれましても、そういう方向をしっかりとお互いに共有をしながら、まちの発展に御貢献をいただけたらありがたいというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても微力でございますが、議会の皆さん方の御協力をいただきながら、全力を挙げてまた頑張らせていただきますので、今後とも御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げて、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（立川良一君） 本定例会に付されました事件は全て終了をいたしました。

平成26年第5回北方町議会定例会を閉会いたします。8日間にわたって大変お疲れさまでした。ありがとうございました。これで終了いたします。

閉会 午前11時30分



会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年9月26日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員